

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月15日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第9号

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

3 カードの使用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 乗合自動車

(2) 高速鉄道

(3) 京都バス株式会社の乗合自動車（以下「京都バス」という。）

第4条第1項第4号を次のように改める。

(4) 削除

第6条第1号中「乗合自動車規程」を「京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程（以下「乗合自動車規程」という。）」に改める。

第6条の2の見出し中「トラフィカ京カード等」を「トラフィカ京カード」に、「乗合自動車の2運行系統を」を「乗合自動車から乗合自動車へ及び京都バスから乗合自動車へ」に改め、同条各号列記以外の部分中「乗合自動車の2運行系統（循環1号系統を除く。）」を「乗合自動車（循環1号系統を除く。以下第7条の3まで同じ。）から乗合自動車へ及び京都バスから乗合自動車へ」に改め、同条第1号中「乗合自動車」の右に「又は京都バス」を加え、同条第2号中「90円」を「120円」に、「40円」を「60円」に、「支払うことができる」を「支払わなければならない」に改める。

第7条の2の見出し中「乗合自動車」の右に「又は京都バス」を加え、同条各号列記以外の部分中「乗合自動車（循環1号系統を除く。）」を「乗合自動車又は京都バス」に改め、同条第1号中「乗合自動車」の右に「又は京都バス」を加え、同条第2号中「60円」を「120円」に、「30円」を「60円」に改める。

第7条の3各号列記以外の部分中「（循環1号系統を除く。）」を削り、同条第1号ア中「60円」を「120円」に、「30円」を「60円」に、「共通乗車規程」を「京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程（以下「共通乗車規程」とい

う。)」に改め、同条第2号中「60円」を「120円（小児用カードにあつては60円）」に、「支払うことができる」を「支払わなければならない」に改める。

別記様式（第5条関係）を次のように改める。

別記様式（第5条関係）

トラフィカ京カード

（表面）



（裏面）



備考1 図柄(乗車券としての使用などにおける必要記載事項以外のものをいう。)は、必要に応じて変更することがある。

2 エンコード乗車券とする。

附 則

(施行期日)

1 この改正規程は、平成31年3月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正規程の施行の日前に発売したトラフィカ京カードは、この規程による改正後の京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程に従い使用することができる。

(交通局営業推進室)